

受付番号	平成28年 第13号
受付日	平成28年 7月27日
質問者	加藤清助 議員

文書質問答弁書

回 答 日：平成28年 8月18日
担 当 部 局：こども未来部

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく加藤清助議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

■質問

〔質問1〕 保育士（正規職員）の離職・退職の要因について

先の6月定例会議会において、待機児童問題と保育現場について一般質問を行ったところである。その後、保育現場において、臨時職員の配置不足問題で保育士への過重負担が常態化している、ひいては子どもの安全にかかわる状況にあるとの声を受けて質問するものです。

1. 公立保育園における保育士の離職・定着状況について一般事務職と比べた過去10年間の年度別採用者数と在職者数
2. 公立保育園における臨時職員の各園配置状況について

上記に関するデータを人事課及び保育幼稚園課から別紙のように資料を示していただいた。

6月一般質問において指摘したように、待機児童問題は保育士の確保・処遇改善とセットの問題であるが、上記2つの資料から以下、文書質問するものです。

1についての資料から明らかなことは、資料別表は、一般事務職と保育士の過去10年間の各年度新採用人数と本年4月時点の在職者数である。

一目瞭然で、一般事務職の場合、各年度別にみても離職・退職者数は極めて少ないことがわかる。一般事務職離職率は、3.7%である、のに対し、保育士の場合は、各年度別にみると、特に平成22年と23年はいずれも15人採用で5人が離職・退職している。実に、3人に一人が退職です。同職種の10年間での離職率は、16%にも上り、一般事務職とかけ離れていることが検証できる。では、この保育士の離職・退職要因は何か、を検証する必要がある。

当局の、この実態についての認識を問いたい。同時に、この実態についての検証をどうおこなっているのか、そして、どのような課題認識に立ち、どのような改善の必要性があると考えなのか、これまで及び現在、今後、どう改善を図ろうとしているのか。

■答弁

〔保育士（正規職員）の離職・退職の要因について〕

保育士（正規職員）の退職につきましては、平成22年度・平成23年度とも採用者数は15名でした。そのうち、両年度とも5名ずつが退職をし、あわせて10名の退職者数となっています。

このうち、婚姻や配偶者の転勤などに伴う県外への転出により退職となった方が6名です。

また、転職やその他の理由によるものが4名という状況です。

事務職と保育士の離職率の違いについては、一般的に保育士等の資格職は、再就職が比較的容易なことから事務職より高い離職率になっているものと考えています。

■質問

次に、一般質問の中で、民間保育士の給与水準が全産業平均より月額11万円低いことを指摘し、保育士の給与改善が必要なことを取り上げた。

今回の調査は、公務員の場合なので、給与水準についての要因をあげることは適切ではないと考える。ただ、保育の現場の負担からすれば公立保育園の臨時職員の給与が「安い」ことは否めないだろう。

資料提供いただいた別表数値にある「臨時職員」とは、クラス担当・障害児加配・クラス支援担当のフルタイムで働く臨時職員の実態であり、「平成27年度市立保育園の保育士人数と給与について」ー平成28年2月定例月議会予算常任委員会・追加資料によれば、臨時職員数623人のうち、今回の配置状況表に該当する臨時職員は社保加入と扶養の範囲にあたる方で、給与はそれぞれ、時給1080円、995円である。

すなわち、一日フルタイムで働いていても、およそ高卒初任給水準にも満たない給与処遇である。ましてや何年勤務しても定期昇給はなく、一時金、退職金はもちろん支給されない。

先に述べた時給ですら、社保加入の場合、平成23年度1032円が平成28年度1080円にわずか改定されに過ぎず、扶養の範囲の場合、平成23年度995円から平成28年度も同額で1円の改定も行われていない。パート短時間の時給についても同様に926円のまま据え置かれている。

臨時職員の配置不足＝欠員状況に対して、当局は欠員の発生要因、配置必要人数の確保にむけて、どのような採用活動を行っているのか、臨時職員の採用配置の権限責任はどこにあるのか。また、採用募集をおこなっても臨時職員の確保ができない要因をどう認識しているのか問う。

■答弁

〔保育士（臨時職員）の配置不足＝欠員状況に対する発生要因、採用活動、配置権限について〕

臨時職員の配置については、主に、低年齢児クラスの副担任、特別支援保育の加配保育士、クラス支援担当の保育士として公立保育園25園の全園に配置しています。その配置人数につきましては、各園の園児数に応じて決定しています。

低年齢児の入所児童数については、平成27年度からの新制度開始に伴う入所要件の緩和により、公立保育園においても0～2才児の低年齢児の入所希望が増加しています。4月1日時点で、平成25年度の665人に対し、平成28年度は772人となっています。

また、特別支援を必要とする園児についても、4月1日時点で、平成25年度の221人に対し、平成28年度は332人となっています。

その結果、必要となる臨時保育士数が、4月1日時点で、平成25年度の202人に対し、平成28年度は263人と急増しており、欠員が発生しています。

臨時職員の配置にあたっては、こども未来部（保育幼稚園課）において、採用及び配属先の決定をし、採用活動については毎月の広報よっかいちでの募集、ハローワークによる募集、市ホームページによる募集、地区だよりでの募集などで対応しています。

〔採用募集を行っても臨時職員が確保できない要因について〕

就労意向のある保育士の不足、臨時保育士の賃金面での処遇、扶養の範囲内での勤務（勤務時間の条件が合わない）といったものが、要因と認識しています。

就労意向のある保育士につきましては、平成26年度に三重県が実施した「保育士就労意向調査」によると、「保育士として働きたい」と答えた本市在住の方は36名で、さらにそのうちの9名は他職種に就業中でしたので、就労意向のある保育士は27名という結果となっています。

臨時保育士の賃金面の処遇につきましては、議員のご指摘のとおり、本市では社会保険加入者で時給が「1,080円」となっており、桑名市やいなべ市よりは低いものの、鈴鹿市や菰野町、川越町などよりも高くなっています。

また、扶養の範囲内で勤務を希望される方も多く、年収で103万円未満に抑えるような勤務時間となると、勤務時間を減らす必要が生じ、週に2～3日の不規則な勤務になったりするなど、勤務条件が合わない場合があります。

しかしながら、本市としましては、臨時職員についての処遇を改善する必要性は認識しており、とりわけ社会保険加入者の方については、さらなる時給単価の引き上げを行っていきたいと考えています。

■質問

かかる臨時職員配置不足について、別表は本年4月1日現在及び7月1日時点であるが、年度スタート以前の欠員状況、平成27年度年間はどうであったのか、つまりが常態化している園及びその配置不足の最長期間はどれほどあるのか、これまでの実態を問う。

■答弁

〔平成27年度の年間の臨時職員の不足状況について〕

平成27年度は、4月1日時点で全25園の合計で、31人の臨時職員の不足でスタートしました。年度途中での採用は厳しい状況ではあるものの、17名の確保を図り3月時点の欠員は14名でした。

■質問

このような臨時職員の配置不足＝欠員状態に置かれた保育現場は、当然ながら他の臨時職員や正規保育士への過重負担になっていることは明白だと認識する。たとえば時間外労働の増加、有給取得の困難化、肉体的精神的負担増が推察される。そのことが離職・退職につながる要因となるのではないか。

過重負担の一つとして時間外労働の実態はどうか？

また、一般質問の中で、正規保育士の有給の取得についても紹介したように、市職員平均が年間11日取得に対し、保育士は平均6日間しか取得できていないことを指摘したが、その内容をさらに検証したい。保育士平均の年間有給取得日数は6日間だったが、その内訳はどうか。

たとえば有給日数の保有は、20日から次年度繰越で最大40日に保有になる。保育士全体で単純平均すれば取得日数は6日とのことだが、正規職員が保有する総有給日数に対して、取得した総日数、消化率はどれだけになるのか。

また、有給休暇保有日数に対する最大取得日数、最低取得日数はどういう状況なのか。

■答弁

〔正規職員の時間外労働の実態と有給休暇の取得状況について〕

保育士の正規職員の時間外労働については、平成27年度は全25園の平均で9時間となっており、平成25年度の7時間と比較して、増加しています。

保育士の有給休暇の取得状況については、平成27年度の実績で、対象人数が209人で総有給日数が7,987日のうち、総取得日数が1,198日です。消化率は15%で、平均取得日数は5.73日、最大取得日数は39日、最低取得日数は0日となっている状況です。

■質問

平成29年度、市は保育士採用予定25名としている。採用枠の拡大は、前述の離職・退職も影響しているであろうし。現場の仕事がきつく、定年まで勤務する保育士が少ないと言われている。何より、採用者の定着にむけて、何が退職原因・要因で、何を解決しなければならないかの認識が必要と言える。同時に、先に述べた、時給わずか1000円未満の臨時職員で、子どもの命と安全を確保する責任を負い、就学前の子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う場を維持運営しようとするのではなく、正規保育士比率を向上させることが、根本的な改善の道ではないかと指摘しますが、当局の見解を求めます。

■答弁

〔正規職員比率の向上について〕

正規職員で担当すべき以外で不足する部分については、臨時職員に頼らざるを得ない状況ではありますが、臨時職員であっても保育士資格の有資格者であり、その職責に応じて適正な配置を行ってきております。

正規職員比率については、多くの職員配置を必要とする低年齢児や特別な支援を必要とする児童の入園が増加していることから、積極的な正規職員の採用（平成28年度には20人）を行っているところですが、議員からご指摘のありましたように、平成29年度につきましても、25名の採用を予定し、正規職員比率の向上に努めております。

■質問

〔質問2〕 病児・病後保育事業について

私は、平成25年8月議会で「病児保育室」について質問した。

当時、平成22年から26年までの「子どもにやさしいまち四日市・次世代育成支援後期行動計画」で病児保育事業について現在の1か所から平成26年度に2か所にすることを掲げていることについて、私は、平成26年度中に2か所目をめざすのですか」に対し、部長答弁「計画でそのような目標になっていますので、当然、それにむけて努力します」とお答えになっています、が実現されませんでした。

その後の平成27年から31年の子ども子育て支援事業計画において、平成29年度提供体制の見込みを平成28年のまでの1650人から3300人としている。

「提供体制の確保内容の考え方」には、「市内における新たな病児・病後児保育室の形態を模索しつつ、市内医療機関の協力を得ながら病児・病後児保育施設設置の働きかけを行うとともに、ファミリー・サポート・センターの緊急サポート事業と連携し、緊急時や病児・病後児保育室の定員を超えた場合への対応をはかります」とある。つまり、前計画で平成26年度としていたのを3年遅らせて平成29年度からは、2か所体制で病児・病後保育事業を行う提供体制計画になっているが、今もって2か所体制の進捗・目途の情報は聞き及んでいない。平成25年8月、部長答弁で「当然、平成26年度にむけて努力します」と言った「子どもにやさしいまち四日市」はどこまで検討・努力されたのですか？

昨年、平成27年の議会答弁で部長は「できるだけ早期に新規施設が設置できるようすすめてまいります」とお答えになっているが、先の事業計画・提供体制の修正するのか？お尋ねします。

また、平成27年度スタートした子ども子育て支援事業計画にある「平成29年度2か所提供体制計画」を堅持されているのであれば、提供体制の進捗についてお尋ねいたします。

■答弁

平成27年度から31年度を計画年度とする四日市市子ども・子育て支援事業計画において、病児・病後児保育室を1カ所増設し、市内2カ所とする目標を掲げております。

また、時期については、当初計画では29年度としておりましたが、平成27年度中に医療機関への協力要請を行いながら設置場所の選定をすすめてきたものの、実施の具体的計画には至らなかったことから、第2次推進計画の見直しを行い、平成29年度施設準備、30年度開設とさせていただきます。

現在は、医師会のご協力もいただきながら、市内の医療機関に対して協力の要請を続けた結果、新たな病児・病後児保育室の必要性についてご理解をいただくことができ、施設の設置や運営に意欲を示していただいた医療機関もあることから、今後、実現に向けて具体的に協議を進め、できるだけ早期に開設できるよう努めてまいります。